（略）	（略）
潜水士免許	潜水士免許
一　潜水士免許試験に合格した者 二　高圧則第五十二条第二号に掲げる者	潜水士免許試験に合格した者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第七項の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版 第百十二号改訂版 第百十三号第二改訂版
十五の五～三十八　（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版 第百十二号改訂版 第百十三号改訂版
十五の五～三十八　（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年二月十日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（平成三十一年八月三十一日以前に規則第百十三号改訂版に基づき行われたものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一